

館林市国民保護協議会 会議録

開催日時	令和3年10月4日（月）午後1時30分から午後2時10分まで
開催場所	館林市役所5階研修室
委員出欠	出席委員27名（対面会議20名、オンライン会議7名）、欠席委員1名
出席委員	<p>市長（会長）</p> <p>館林行政県税事務所長</p> <p>館林土木事務所長</p> <p>館林警察署長</p> <p>副市長</p> <p>政策企画部長（代理：企画課ICT推進係長）</p> <p>総務部長</p> <p>市民環境部長</p> <p>保健福祉部長</p> <p>経済部長</p> <p>都市建設部長（代理：都市計画課長）</p> <p>議会事務局長（代理：議会事務局次長）</p> <p>教育次長</p> <p>日本郵便株式会社館林郵便局長（代理：総務部長）</p> <p>NTT東日本群馬支店長</p> <p>東武鉄道株式会社館林駅長</p> <p>一般社団法人群馬県LPガス協会館林・邑楽支部長（代理：副支部長）</p> <p>邑楽館林医療事務組合事務局長</p> <p>館林消防団長</p> <p>館林市区長協議会長</p>
欠席委員	教育長
事務局	<p>館林市安全安心課長</p> <p>館林市安全安心課危機管理・国土強靱化係長</p> <p>館林市安全安心課危機管理・国土強靱化係員</p>

議事事項	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 館林市国民保護計画の諮問について</p> <p>(2) 国民保護の概要について</p> <p>(3) 館林市国民保護協議会について</p> <p>(4) 館林市国民保護計画（修正案）について</p> <p>4 その他</p>
事務局 (課長)	<p>【1 開会】</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから「館林市国民保護協議会」を開会いたします。本日司会を務めます、総務部安全安心課の新井と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>【2 あいさつ】</p> <p>はじめに、開会にあたりまして、当協議会の会長であります、多田善洋市長からあいさつを申し上げます。</p>
会長 (市長)	<p>館林市国民保護協議会に当たりまして、ひと言、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、館林市国民保護協議会にご出席いただき、心からお礼申し上げます。また、皆さまには、日ごろから市行政の推進に当たり、格別のご理解ご協力をいただき、感謝を申し上げます。</p> <p>本市の国民保護計画は平成19年に策定されているところでございますが、平成29年に国の基本方針の変更があったことから、各自治体においても計画の修正がなされているところでございます。群馬県計画も令和2年に修正がなされ、こうした背景から本市の計画も見直しを図りたいということでお集まりいただきました。</p> <p>さて、先週も北朝鮮が弾道ミサイルを発射するなど、非常に心配な状況が続いているところであり、平和を脅かすテロ行為や武力攻撃などへの対処等について、様々な課題がございます。何か大規模テロあるいは武力攻撃事態等が発生した場合の住民の避難や救援、武力攻撃による災害への対応は、館林市民の生命・身体・財産を守る最重要事項と考えております。</p> <p>委員の皆様には、本計画の修正案についてご審議を賜り、本市の危機管理体制の推進のため、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を賜りたくお願い申しあげまして、あいさつ</p>

	とさせていただきます。
事務局 (課長)	ありがとうございました。 【資料確認】 それでは、最初に、皆さまに配付しております資料の確認をお願いします。
事務局 (係長)	「次第」の裏面に資料一覧を記載させて頂いておりますので、そちらを読み上げますので、ご確認をお願いいたします。 ～省略～ 資料等の不足がございましたら、お手数ですが挙手をお願いいたします。オンライン会議へのご出席のかたも、資料等の不足がありましたら、挙手機能でお知らせいただきますようお願いいたします。データにて送付いたします。 確認については以上でございます。
事務局 (課長)	それでは、早速ですが、議事に入ります。 館林市国民保護条例第4条の規定に基づきまして、会長が議長となることとなっております。また、館林市附属機関等の会議の公開に関する要綱第5条の規定に基づき、本日の会議は公開とさせていただきます。 それでは、これからの議事進行を会長をお願いいたします。
会長 (市長)	それでは、限られた時間ではありますが、皆様のご協力をいただき、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。 まず、「館林市国民保護計画の諮問について」を議題といたします。 これにつきまして、事務局より説明願います。
事務局 (係長)	【3 議事】 それでは、「館林市国民保護計画の諮問について」ご説明いたします。 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる「国民保護法」の第39条第3項の規定により、「市町村長は国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない」となっております。 これに基づきまして、本日、館林市長から当協議会長に対し、お配りいたしましたとおり、諮問がありましたので、ご報告いたします。 説明は以上でございます。

<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいま、「館林市国民保護計画の諮問について」を説明いたしました。ご質問はございませんか。リモート参加の皆さまもございませんか。</p> <p>ご質問がないようなので、この諮問に基づきまして、以後、ご審議いただくこととなります。よろしくお願いたします。</p>
	<p>続きまして、「国民保護の概要について」を議題といたします。</p> <p>これにつきまして、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>説明に入らせていただく前に、これまで協議会の運用の実態がなく、約15年ぶりの開催となりますので、この協議会について、これまでの経緯をご説明いたします。</p> <p>本市の国民保護の計画であります「館林市国民保護計画」は、平成19年3月に策定されました。計画の策定にあたり、平成18年12月に開催した第1回目の協議会では、国民保護の概要についての説明と、計画案についてお示しし、委員の皆さまにご審議いただきました。その後、平成19年3月に2回目の協議会を開催し、そこで計画について答申をいただき、計画が策定となりました。</p> <p>本協議会は条例に基づいて設置された附属機関であり、国民保護法第40条において、協議会の委員の任期が2年と定められております。本来であれば、継続して委員を務めていただき、本市の危機管理体制についてご審議いただく場として、機能させなければならぬものでしたが、その実態がございませんでした。委員の皆さまにおかれましては、防災会議の委員も務めていただいている方も多くいらっしゃいます。今後は、委員の皆さまのご協力を頂きまして、国民保護についてもご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>資料1「国民保護の概要について」をご覧ください。</p> <p>平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる「国民保護法」が施行されました。この法律は、名称のとおり外国からの武力攻撃やテロなどから国民を保護するためのもので、国や地方公共団体の役割、被害発生から避難や救援、災害復旧までの措置を定めたものでございます。武力攻撃の事態が発生した場合、国は事態を認定するとともに、対処の基本方針を決定します。市は、この方針に基づき対策本部を設置し、住民の避難誘導や救援などを行うこととなります。</p> <p>つぎに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組みについて」でございます。国民保護法では、国、県、市町村等の責務や役割分担、住民の避難や救援、武力攻撃や</p>

	<p>大規模テロ等に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な対応等について定められています。国民保護法の規定に基づき、県や市などの地方公共団体が行う事務は、国が本来果たすべき役割に係るもので適正な処理を確保する必要がある「法定受託事務」とされています。有事の際における市町村の責務には、こちらの図に記載されているような、国民保護対策本部の設置、住民への警報の伝達、救援の協力などがあります。</p> <p>資料は、2ページに移ります。</p> <p>「国民保護計画」についてということで、国民保護計画とは、国や地方公共団体、関係機関のそれぞれが、国民保護法に定められた自らの役割に基づき、避難や救援などの国民の保護のための措置について計画するものです。</p> <p>本日、修正案についてご審議いただく「館林市国民保護計画」は、平成19年3月に策定されました。計画の作成に当たりましては、国民保護協議会にその内容を諮問しなければならないことから、館林市国民保護協議会を設置いたしました。本市における国民保護に係る条例といたしましては、「館林市国民保護条例」と「館林市国民保護対策本部及び館林市緊急対処事態対策本部条例」があります。</p> <p>館林市国民保護計画が対象とする事態としては、国が定めた「国民の保護に関する基本方針」において想定されている、武力攻撃事態及び緊急対処事態（大規模テロ等）を対象としています。武力攻撃事態とは、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型を対象としています。緊急対処事態（大規模テロ等）とは、列車の爆破、サリン等の有害物質の大量散布、航空機による自爆テロなどを対象としています。</p> <p>資料の3ページからは、関連法の条文がございます。こちらはご参考としてご覧いただければと思います。</p> <p>「国民保護の概要について」の説明については、以上となります。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいま、「国民保護計画の概要について」を説明いたしました。ご質問はございませんか。リモート参加の皆様もございませんか。</p> <p>質問がないようなので、続きまして「国民保護協議会について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>資料2「国民保護協議会について」をご覧ください。</p> <p>まず、館林市国民保護協議会の設置目的についてですが、市町村における国民保護協議</p>

	<p>会の設置については、国民保護法の第39条第1項に定められています。本市の国民保護協議会は、この規定に基づき、市の附属機関として設置するもので、先ほどの「諮問」に基づき、審議することとなります。</p> <p>協議会は、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進することを目的とし、設置しております。</p> <p>つぎに、協議会の組織についてですが、国民保護法第40条に基づき、市長が会長となります。委員の構成は、同条第4項第1号から第8号に掲げる者のうちから、市長が任命することとなっております。館林市では、8月2日付けで27名の委員を委嘱、任命しております。第1号は市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、第2号は自衛隊に所属する者、第3号は市の属する県の職員、第4号は副市長、第5号は教育長及び消防長、第6号は市職員、第7号は市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員または職員、第8号は国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者となっております。委員の任期につきましては、同条第5項に基づき2年となっております。</p> <p>続いて、館林市国民保護協議会の所掌事務です。国民保護法第39条第2項、第3項に基づき、「市長の諮問に応じて国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。」それから、「対処基本方針が定められたとき、その所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施すること。」がございます。この措置の内容といたしましては、国民保護法の第16条第1項において定められております。それから、国民保護法第35条に基づき「市国民保護計画を作成し、又は変更の際し、市長の諮問により審議すること。」がございます。</p> <p>本協議会のこれまでの開催経過といたしましては、平成18年度の12月と3月に、2回開催して以来、本日の開催となっております。</p> <p>「国民保護協議会について」の説明については、以上でございます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいま、「国民保護協議会について」を説明いたしましたが、ご質問はございませんか。リモート参加の皆様もございませんか。</p> <p>質問がないようなので、続きまして「館林市国民保護計画（修正案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料3「館林市国民保護計画（修正案）概要」をご覧ください。</p>

(係長)	<p>こちらが計画の修正の概要となっております。</p>
	<p>まず、今回の修正は、上位計画である国の「国民の保護に関する基本方針」及び県の「国民の保護に関する群馬県計画」の修正に伴い、これらと整合を図ろうとするものです。</p> <p>主な変更について、6項目ございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報の内容の伝達方法 2 国及び県の現地対策本部との連携 3 住民の安否情報に係る県知事への報告 4 避難行動要支援者への配慮 5 館林地区消防組合との連携 6 その他 でございます。 <p>それぞれ修正内容の下に記載している赤字のページ数については、新旧対照表のページを記載しております。</p> <p>館林市国民保護計画の主な修正内容ですが、</p> <p>まず、1点目 警報の内容の伝達方法についてです。</p> <p>こちらは、修正根拠①、国の「国民の保護に関する基本方針」の修正に基づく修正です。</p> <p>警報の内容が、緊急情報ネットワークシステム(エムネット)、全国瞬時警報システム(Jアラート)などにより国から市に伝達されることから、Jアラートと連携している情報伝達手段等により、情報を伝達することになります。</p> <p>エムネットとJアラートについて、初めてお聞きになる方もいらっしゃるかと思いますので、補足説明いたします。エムネットとは、行政専用のネットワーク回線(LGWAN)を利用して、国(官邸)との間で緊急情報の双方向の通信を行うものです。メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に、緊急を要する情報等を伝達します。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能です。従来はFAXによる文書送付が主体でしたが、緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するときにエムネットが活用されることとなります。</p> <p>続いて、Jアラートについてですが、弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市の防災行政無線などにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのことをいいます。</p> <p>エムネット、Jアラートともに、本市においても導入がなされており、Jアラートにつ</p>

いては、今年3月より運用が開始した防災アプリを中心とする「たてばやし防災情報伝達システム」とも連携されております。

つぎに、2点目 国及び県の現地対策本部との連携です。

こちらは、修正根拠②、群馬県の「国民の保護に関する群馬県計画」の修正に基づく修正です。武力攻撃事態等が発生した場合、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めることといたします。

続いて、3点目 住民の安否情報に係る県知事への報告です。

こちらにも、修正根拠②、県の計画の修正に基づく修正となります。住民の安否情報に係る県知事への報告は、原則として、安否情報システムを使用して行うこととなります。

安否情報システムとは、国民保護法に規定されている安否情報事務を効率的に行うための行政専用ネットワーク回線（LGWAN）を用いたシステムのことです。

日本全国のデータを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答するためのものです。

続いて、4点目 避難行動要支援者への配慮です。

こちらにも、修正根拠②、県の計画の修正に基づく修正です。武力攻撃事態等の発生直後、情報入手や避難に困難が生じやすい、障がい者、高齢者、外国人、妊産婦等の「避難行動要支援者」の避難対策を講じるため、避難行動要支援者名簿の活用や、「避難行動要支援者対策班」を設置できるよう準備を行うことといたします。こちらにつきましては、本市地域防災計画とも整合を図り、修正を行いました。

続いて、5点目 館林地区消防組合との連携についてです。

こちらは、国・県の修正に基づくものではなく、本市としての修正となります。

内容といたしまして、平成19年に策定した本市の国民保護計画は、国が作成したガイドラインに基づいて策定を行いました。国のガイドラインは、市単独で消防組織を持つ自治体を想定して作成されたものであったため、本市も属する館林地区消防組合の体制と合っておりませんでした。現在の変更前の計画におきましては、消防が本市の直轄であるかのように位置づけられております。そのため、館林地区消防組合に対して必要な措置を講ずるべきことを指示するよう求めるなどの必要な連携を図る体制に改めたものです。

最後に、6 その他 です。

こちらは、群馬県からの助言や、先進事例を参考とし、修正を行った6点となります。

	<p>修正の要点ですが、まず、1つ目 関係機関の連絡先を資料編に移行し、事務又は業務の大綱について掲載しました。本協議会において、資料編は審議の対象とならないためお示ししておりませんが、変更後の計画を公表する際に、改めて委員の皆さまに配布する予定です。</p> <p>2つ目 これまで記載がなかった、市国民保護計画が対象とする事態を明記いたしました。</p> <p>3つ目 市における組織・体制について地域防災計画等に整合し修正いたしました。</p> <p>4つ目 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請を記載いたしました。</p> <p>5つ目 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難について追記いたしました。</p> <p>6つ目 救援の基準について修正いたしました。</p> <p>以上が、今回の計画の修正案の概要です。</p> <p>その他修正の詳細につきましては、資料4 館林市国民保護計画 新旧対照表、資料5 館林市国民保護計画（変更案）をご参照いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それから、計画の内容の変更にあたりましては、手続きといたしまして、段階的に県と協議を行う必要があるのですが、現在の状況といたしましては、県の内容確認が完了し、事前協議が済んでいる状態となっています。</p> <p>修正概要についての説明は以上となりますが、館林市国民保護計画（変更案）に対するご意見がございましたら、10月20日水曜日までに、お手元に配布してございます「館林市国民保護計画（修正案）に対する意見票」のご提出をお願いいたします。</p> <p>「館林市国民保護計画（変更案）について」の説明は、以上でございます。</p>
<p>市長 (会長)</p>	<p>ただいま、「館林市国民保護計画（変更案）について」を説明いたしました。ご質問がございませんか。リモート参加の皆様もございませんか。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、議事のすべてを終了とし、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>委員の皆さまには、円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>多田会長ありがとうございました。</p> <p>続いて、その他ということで、事務局お願いします。</p>

<p>事務局 (係長)</p>	<p>はい。事務局から、2件ございます。</p> <p>まず1件目ですが、計画の変更に係る、今後の予定についてご説明いたしますので、資料6をご覧ください。</p> <p>今後の予定といたしましては、本協議会后、委員の皆様からのご意見を集約し、計画へ反映させ、再度県と「事前協議」を行います。事前協議が完了いたしましたら、11月頃を目途にパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様からの意見を募ります。本日お示ししている変更案について、協議会委員の皆さまから特にご意見がなかった場合には、パブリックコメントの実施時期を前倒しし、実施する予定です。パブリックコメントの結果がまとまりましたら、年明け1月を目途に、第2回の協議会を開催し、最終案をお示しいたします。そちらについて、ご承認いただければ、その後、「知事協議」に移ります。知事との協議が完了しましたら、手続きが完了となります。その後、国民保護法第35条において、議会への報告と計画の公表が義務付けられておりますので、市議会への報告と、計画の公表を行いまして、変更が完了となります。今年度中に変更に係る手続等を完了することを予定しておりますが、県との事前協議が長引いた場合などは、来年度にずれ込む可能性もございますことを、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>資料6の群馬県の欄の11月のところに、カッコ書きでお示ししております「令和3年度群馬県国民保護共同図上訓練」につきましては、11月16日、国（消防庁）、群馬県、市、合同で、国民保護共同図上訓練を行うものです。市対策本部の動きについて、ダノン城沼アリーナ（城沼総合体育館）での化学剤散布事案発生と東武鉄道館林駅での爆発物発見を想定し、事態対処までの流れを机上で行う予定でございます。</p> <p>それから、今回の計画修正は、約15年ぶりの大幅な変更であったため、協議会への諮問が必要でしたが、軽微な変更の場合には、協議会は開催せず、変更を行ったことを委員の皆さまに報告する流れとなりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>つづいて、2件目ですが、意見票のご提出のお願いでございます。本日は、市国民保護計画の内容の変更に関して、説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、会議の開催時間を短縮するために、申し訳ございませんが、省略した説明となりましたので、ご理解できない部分もあったかと思えます。</p> <p>お手数ではございますが、資料をお持ち帰りいただいた後に、もう一度、目をとおしていただき、館林市国民保護計画（修正案）に対するご意見がございましたら、繰り返すと</p>

	<p>なりますが10月20日、水曜日までに、意見票のご提出をお願いいたします。</p> <p>なお、今後の予定でもご説明いたしましたが、次回の協議会は来年1月を予定しております。日程が決まり次第、委員の皆様には、ご案内いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>その他、各委員の皆様から全体を通じてご意見等ございますか。リモート参加の皆様もございませんか。</p> <p>ご意見やご質問がないようなので、それでは、以上をもちまして、「第1回館林市国民保護協議会」を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>